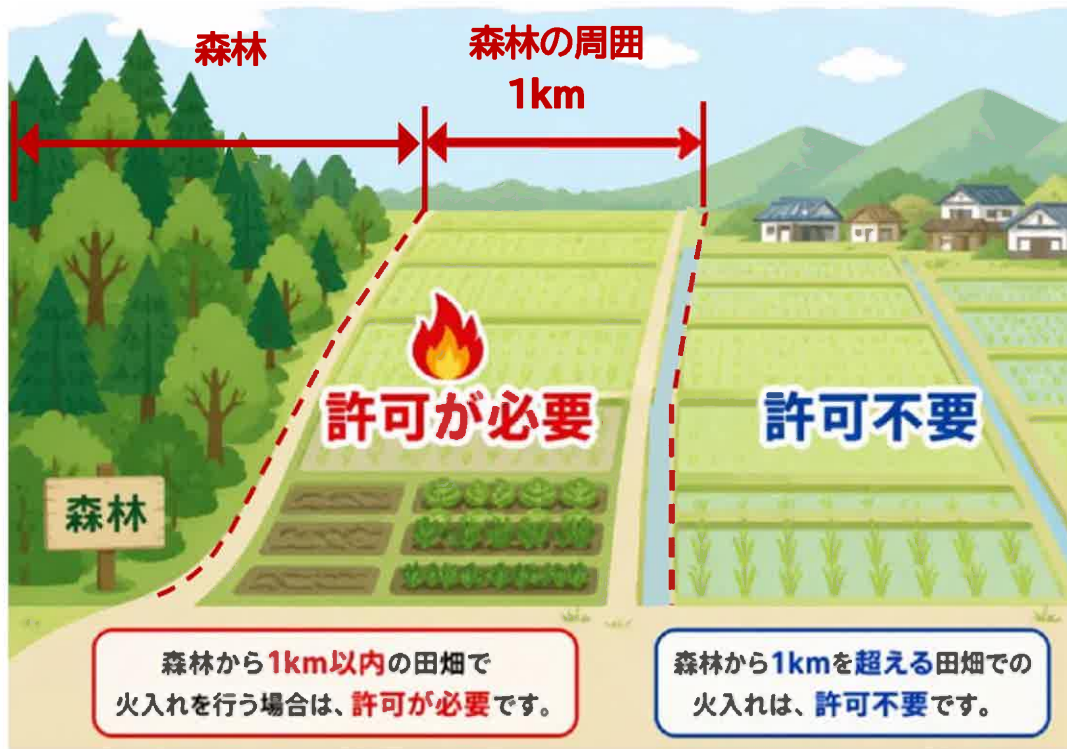


○加東市火入れに関する条例について

林野火災防止を目的とし、森林法第 21 条では『森林又は森林の周囲 1 キロメートルの範囲内の土地での火入れについては事前に市長の許可が必要である』と定められています。



そのため、加東市では森林法に基づき、火入れを行う際の条件等を明記した『加東市火入れに関する条例（以下、「火入れ条例」という。）』を制定しています。

現行の火入れ条例では、下記のように定めています。（一部抜粋）

項目	詳細
第 2 条 申請提出期限 (①)	開始する日の 7 日前まで
第 6 条 許可対象期間 (②)	1 件につき 7 日以内
第 7 条 許可対象面積 (③)	1 回の許可申請で 1 ヘクタールを超えてはならない ただし、0.5 ヘクタール以下に区画し、完全に消化したことを確認したうえで、次の火入れを行う場合は 1 ヘクタールを超えて許可できる
第 9 条 火入許可証の返納 (④)	許可対象期間を経過したときは返納する必要がある
第 12 条 火入従事者数 (⑤)	(1) 0.5 ヘクタールまでは 10 人以上 (2) 0.5 ヘクタールを超える場合にあっては、その超える面積 0.1 ヘクタールにつき 1 人を前号の人数に加えて得た人数

野焼きは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において禁止されています。しかし、農業・林業を営むためにやむを得ないものとして行われる場合（田のあぜ焼き、稲わらの焼却等）は一部例外として認められています。

火入れとは、木や雑草を面的に燃やす行為のことを指します。野焼きの一種ですが、草等を面的に燃やす場合を指します。

農地での焼却行為	火入れ
田のあぜや水路沿いの草等を刈り取って、 <u>集めて燃やす</u>	火入れに該当しない
田のあぜや水路沿いの草等を <u>面的広がりをもって燃やす</u>	火入れ

火入れ条例 変更内容

申請者の利便性の向上を図るため、変更を検討しています。

該当箇所	現行	変更案
第2条 申請提出期限（①）	開始する日の7日前まで	開始する日の 6 日前まで
第6条 許可対象期間（②）	1件につき7日以内	1件につき 14 日以内
第7条 許可対象面積（③）	（ただし書きの部分） 0.5ヘクタール以下	（ただし書きの部分） 1ヘクタール 以下
第9条 火入許可証の返納（④）	許可対象期間を経過したときは、速やかに火入許可証を返納	第9条抹消
第12条 火入従事者数（⑤）	(1)0.5ヘクタールまでは10人以上 (2)0.5ヘクタールを超える場合にあっては、この超える面積0.1ヘクタールにつき1人を前号の人数に加えて得た人数	(1)0.1ヘクタール以下 2人以上 (2)0.1ヘクタールを超え0.5ヘクタール以下 2人に、0.1ヘクタール又はその端数を増すごとに2人を加えて得た人数以上 (3)0.5ヘクタールを超え1ヘクタール以下 10人に、0.1ヘクタール又はその端数を増すごとに1人を加えて得た人数以上

①申請提出期限

現行の条例（第2条）では、『火入れを開始する日の7日前まで』に申請する必要があります。しかし、市役所は土日祝日に閉庁しているため、実際には申請提出期限が閉庁日にあたることもあります。

※p.4をご確認ください。

例えば日曜日に火入れを予定する場合、9日前の金曜日に申請する必要があります。

申請提出期限を火入れを開始する日の6日前に変更することで、日曜日に火入れする場合、前週の月曜日に申請することができるようになります。

②許可対象期間

現行の条例（第6条）では、『1件につき7日以内』の許可対象期間が設けられています。この期間内に雨天や火災警報等の理由で火入れができなかった場合、もう一度申請し直す必要があります。さらに、申請日の制約を考慮すると、次の火入れまでに約2週間の日数を要します。

※p.4をご確認ください。

許可対象期間を14日以内に延長することで、日曜日に火入れを予定する場合、許可対象期間に日曜日を2回確保できます。この期間内であれば、梅雨の時期等でも再申請することなく火入れを実施できるようにします。

現行の場合【申請日：火入れを開始する日の7日前 許可期間：1件につき7日以内】

8月

2026

日	月	火	水	木	金	土
26	27	28	29	30	31 ①火入れ申請日 R8.8.9の7日前まで (実質9日前)	1
2	3	4	5	6	7	8
9 ①火入れ当日 許可は、9日から15日 まで7日間	10	11	12	13	14 ②火入れ再申請日 R8.8.23の7日前まで (実質9日前)	15
16	17	18	19	20	21	22
23 ②火入れ当日 許可は、23日から29 日まで7日間	24	25	26	27	28	29
30	31	1	2	3	4	5

変更案の場合【申請日：火入れを開始する日の6日前 許可期間：1件につき14日以内】

8月

2026

日	月	火	水	木	金	土
26	27	28	29	30	31	1
2	3 ①火入れ申請日 R8.8.9の6日前	4	5	6	7	8
9 ①火入れ当日 許可は、9日から22 日まで14日間	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
①火入れ予備日						
23	24	25	26	27	28	29
30	31	1	2	3	4	5

③許可対象面積

現行の条例（第 7 条）では、『1 回の火入れの許可対象面積は 1 ヘクタール以下である。これを超えて火入れする際には、0.5 ヘクタール以下に区画する必要がある』と定められています。

区画する場合は、1 回の火入れで完全に火が消火できたことを確認した後、次の区画に火入れできるようになっています。

火入れの許可対象面積が 1 ヘクタールを超える場合、区画可能な最大面積を 1 ヘクタールに広げることでより柔軟な実施が可能になります。

④火入許可証の返納

現行の条例（第 9 条）では、『火入れが終了したとき、又は許可対象期間を経過したときは、速やかに火入許可証を返納する必要がある』と定められています。

しかし、許可証には許可対象期間が明記されており、これを経過すると許可証の効力が失われることや返納の際に実績の報告義務を伴わない手続きであることから廃止します。

⑤火入従事者数

現行の条例（第 12 条）により火入従事者数は、『(1) 0.5 ヘクタールまでは 10 人以上 (2) 0.5 ヘクタールを超える場合にあっては、この超える面積 0.1 ヘクタールにつき 1 人を前号の人数に加えて得た人数』と定めています。この条例に基づくと、たとえ 0.1 ヘクタールのみ火入れする場合でも、火入従事者を 10 名以上集める必要があります。

変更案は、現行の火入従事者数を 0.5 ヘクタール以下の場合においても、0.1 ヘクタールごとに細分化し、人数を設定することにより、実施しやすい基準に変更します。小規模火入れ（0.1 ヘクタール以下）については、2 人以上で実施可能になります。

【重要な点】

火入従事者数を 0.5 ヘクタール以下で細分化しましたが、0.5 ヘクタール以上は、現行と同様の人数を配置していただくように規定しています。具体的な人数は下記の表に示しています。

火入面積	火入従事者数
0.1 ヘクタール以下	2 人以上
0.1 ヘクタールを超え 0.2 ヘクタール以下	4 人以上
0.2 ヘクタールを超え 0.3 ヘクタール以下	6 人以上
0.3 ヘクタールを超え 0.4 ヘクタール以下	8 人以上
0.4 ヘクタールを超え 0.5 ヘクタール以下	10 人以上
0.5 ヘクタールを超え 0.6 ヘクタール以下	11 人以上
0.6 ヘクタールを超え 0.7 ヘクタール以下	12 人以上
0.7 ヘクタールを超え 0.8 ヘクタール以下	13 人以上
0.8 ヘクタールを超え 0.9 ヘクタール以下	14 人以上
0.9 ヘクタールを超え 1.0 ヘクタール以下	15 人以上

変更による総合的效果

申請提出期限の短縮と許可対象期間の延長、許可証返納の廃止により、申請手続きが簡潔化し、梅雨の時期等の天候不順にも柔軟に対応できるようになります。また、許可対象面積を統一したことで、実施計画の立案が容易になります。さらに、火入従事者数の細分化を行うことにより、小規模火入れの申請も促進されます。

今回の変更は森林法の規制を遵守しながら、地域の農業・林業の実施者が、より実施しやすい環境を整えることを目的としています。特に小規模火入れについては、地域の実情に対応した柔軟な運用を実現します。